

平成31年度税制改正（法人税）の主な内容

(1)研究開発税制の見直し

【大企業の場合】

①試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の見直し

イ 増減試験研究費割合が8%超の場合

$$9.90\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

ロ 増減試験研究費割合が8%以下の場合

$$9.90\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

※ロの算式により算出した割合が6%以下の時は6%

その事業年度の法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャー企業は40%）が上限。

②試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の①の上乗せ特例の改組と適用期限の延長（改正前の高水準型は廃止）

イ 控除税額の上限の上乗せ

$$\text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$$

※法人税額の10%が上限

ロ ①イ、ロの税額控除率の上乗せ

$$\text{①イ、ロの割合} \times \text{控除割増率} \{ (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \}$$

※控除割増率は10%が上限

③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（①及び②ロの上限を14%（原則10%）とする特例の適用期限を2年延長

【中小企業者等の場合】

①試験研究費の総額に係る税額控除率

イ 12%

ロ 特例の判定割合見直し及び期限2年延長

増減試験研究費割合が8%超の場合

$$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

※控除率の上限は17%

②試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の①の上乗せ特例の措置を講じる。

③控除上限額：その事業年度の法人税額の25%（現行のまま）とし、上乗せ特例の見直しと適用期限を2年延長（高水準型は廃止）。

イ 増減試験研究費割合が8%超の場合

$$\text{法人税額} \times 35\%$$

ロ 増減試験研究費割合が8%以下の場合

法人税額 × 25% +

法人税額 × (増減試験研究費割合－10%) × 2

※法人税額×10%が上限

【オープンイノベーション型】

質の高い研究開発に対する支援を強化する観点から、対象範囲の拡充と、控除税額の上限の引き上げを行う。

①対象となる特別試験研究費の範囲の拡充

対象		税額控除率
共同研究	研究開発型ベンチャー企業	25%
委託研究 (一定要件有)	研究開発型ベンチャー企業	25%
	要件を満たす民間企業	20%
特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

②特別試験研究費の控除税額の上限をその事業年度の法人税額の10%（現行5%）へ引上げ

(2) 中堅・中小・小規模事業者の支援

①中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%の適用期限が2021年3月31日までに開始する事業年度までに延長。

②中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長（2021年3月31日までの間に事業供用）

③中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）について、対象設備等の範囲の明確化及び適正化を図ったうえで適用期限を2年延長（2021年3月31日までの間に事業供用）

④特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について適用要件の追加及び適用期限を2年延長（2021年3月31日までの間に事業供用）

追加要件：経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて、認定経営革新等支援機関等の確認を受けること（収益力向上要件）

⑤地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の見直し及び適用期限の2年延長

⑥事業継続力強化設備投資促進税制の創設

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法の改正法の施行日から2021年3月31日までの間に特定事業用設備等を取得・事業供用した場合には取得価額の20%の特別償却ができる。

②～⑥は所得税についても同様の改正が行われます。

⑦ 中小企業向け優遇税制の適用対象である「中小企業者」の範囲縮小

「みなし大企業」に判定される範囲の見直しにより、結果的に優遇税制を受けられる「中小企業者」の範囲が縮小される。

「みなし大企業」・・・資本金又は出資の額が1億円以下の法人のうち、

改正前：発行済株式又は出資の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人

改正後：発行済株式又は出資の2/3以上を大規模法人に所有されている法人

この場合の大規模法人の範囲が拡大。

改正前：資本金又は出資の額が1億円超の法人あるいは資本金又は出資を有しない法人で常時使用従業員数が1,000人超の法人

改正後：上記に加え、大法人の100%子法人又は100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

3、法人事業税の一部分離・特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の創設

(1) 法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率の改正

2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用

①資本金又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現行	改正案
年400万円以下の所得	1.9%	0.4%
年400万円超年800万円以下の所得	2.7%	0.7%
年800万円超の所得	3.6%	1.0%

②資本金又は出資金の額1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現行	改正案
年400万円以下の所得	5.0%	3.5%
年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	5.3%
年800万円超の所得	9.6%	7.0%

③特別法人の所得割の標準税率

	現行	改正案
年400万円以下の所得	5.0%	3.5%
年400万円超の所得	6.6%	4.9%
(特定の協同組合等の年10億円超の所得)	7.9%	5.7%)

④収入金額課税法人の収入割の標準税率

現行	改正案
----	-----

電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1.0%
--------------------------------------	------	------

(注1) 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍（現行：1.2倍）に引き上げる措置を講ずる。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(注3) 上記の「現行」とは、2019年10月以降に適用することとされている税率に関する規定である。

(2) 特別法人事業税（仮称）の創設

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課される国税で、法人事業税額を課税標準とする。

税率：

- ①付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率・・・ 260%
- ②所得割額によって法人事業税を課税される普通法人の所得割額に対する税率・・・ 37%
- ③所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率・・・ 34.5%
- ④収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 30%

適用期日：

2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

平成31年度税制改正(所得税)の主な内容

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、「住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10％である場合の住宅の取得等に限る。）」をして、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合において、引き上げられた消費税率2%の負担を軽減するため、特例として、以下の所得税額の特別控除が適用できる。

なお、冒頭の「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築、若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得、又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいう。

<特例の概要>

引き上げられた消費税率2%の負担を3年間で軽減を図るべく、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除を、次の区分に応じて適用できる。

(1) 一般の住宅（認定長期優良住宅及び、認定低炭素住宅以外の住宅）の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

- ・ 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%
- ・ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額（税抜で4,000万円を限度）×2%÷3

(2) 認定長期優良住宅及び、認定低炭素住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

- ・ 住宅借入金等の年末残高（5,000万円を限度）×1%
- ・ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額（税抜で5,000万円を限度）×2%÷3

本制度はあくまで特例であるため、その他の要件等については、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様である。

2. 空き家に係る譲渡所得3,000万円の特別控除の特例の拡充・延長

現行の要件を充足するほか、今回の改正により、老人ホーム等に入所をしたことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地についても、本特例を適用できる。

なお、当該特例は適用期限が4年間延長され、2019年4月1日から2023年12月31日までに行う譲渡に適用できる。

<改正で追加された居住要件の概要>

次の(1)及び(2)の要件その他一定の要件を満たす場合においても、被相続人の居住の用に供されていたものと扱い、本特例が適用できる。

(1) 被相続人について、

- ・介護保険法に規定する要介護認定等を受けていること
- ・相続の開始直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと

(2) 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、

- ・被相続人による一定の使用がなされていること
- ・事業の用、貸付けの用又は、被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

<空き家に係る譲渡所得3,000万円の特別控除の現行の要件【参考】>

適用要件	内容
居住要件	・相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたこと ・相続開始直前において被相続人以外に居住していた人がいないこと
家屋建築時期	1981年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建物を除く）であること
対象となる譲渡	・被相続人の居住用家屋の譲渡、又は被相続人の居住用家屋及びその敷地等の譲渡であること ⇒居住用家屋は①及び②の要件、居住用家屋の敷地等は①の要件を満たすものに限る ①相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと ②譲渡の時において一定の耐震基準を満たすものであること ・被相続人の居住用家屋を除却した後におけるその敷地等の譲渡であること ⇒居住用家屋は相続発生時から除却時まで、居住用家屋の敷地等は相続発生時から譲渡時まで、事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。
譲渡時期	相続時から相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること
譲渡金額の制限	・譲渡価額が1億円以下であること ・相続人所有の家屋・土地等が、当該被相続人の家屋と一体で被相続人の居住の用に供されていた場合には、相続人所有部分の譲渡額との合計が1億円以下であること

平成31年度税制改正大綱(資産税)

1. 個人事業者の事業承継に対する支援等

趣旨

円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保

内容(非上場株式等についての相続税(贈与税)の納税猶予制度の特例に準じる)

a. 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度

対象期間

2019.1.1～2028.12.31の間に対象資産を相続等により取得したもの

対象事業

不動産貸付事業以外の事業が対象

対象資産(特定事業用資産)

- ・土地 400㎡ まで
- ・建物(床面積) 800㎡ まで
- ・建物以外の減価償却資産(固定資産税・自動車税の課税対象物等)

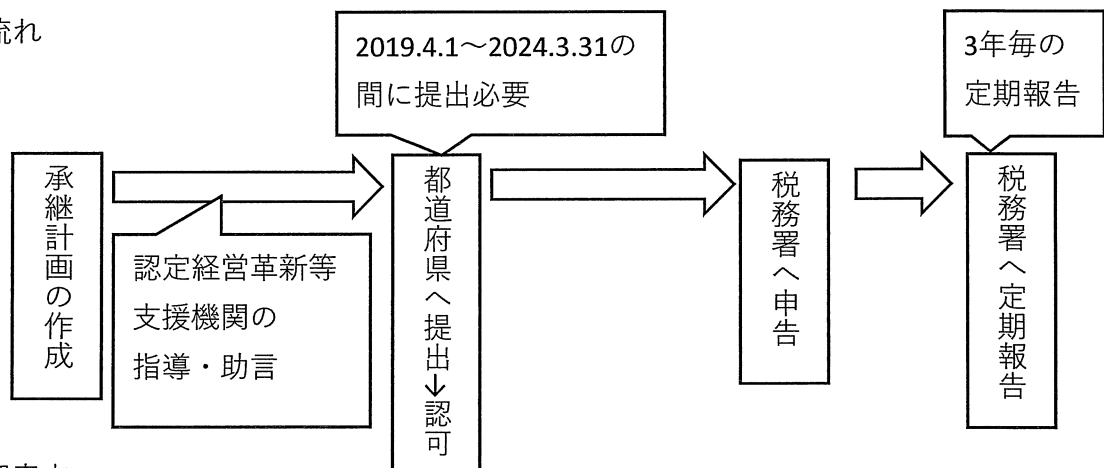
※ 青色申告決算書(貸借対照表)に計上されているもの

猶予額

相続により取得した事業用財産の課税価額に応じた相続税の金額全額

※ 猶予額の算定においては、一定の債務を控除した額を算定基礎とする

流れ



留意点

猶予税額の免除・納税

全額免除

適用を受けた相続人が死亡するまで特定事業用資産を保有し、事業を継続

破産手続開始の決定

申告から5年経過後に次世代の後継者へ贈与し、贈与税の納税猶予を受ける

一部免除

同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括譲渡

民事再生計画の認可決定

経営環境の変化(一定の要件あり)による事業廃止

免除なし(全額納付)

事業廃止

特定事業用資産の譲渡(譲渡部分のみ納付)

※ 猶予税額の納付をする場合、あわせて利子税も課される

小規模宅地の特例(特定事業用宅地等)

土地について納税猶予の適用を受けた場合は小規模宅地の特例の適用不可

b. 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度

対象期間

2019.1.1～2028.12.31の間に対象資産を贈与により取得したもの

対象者

受贈者…18歳(2022.3.31までの贈与であれば20歳)

※ 贈与者が贈与年の1月1日時点で60歳以上であれば相続時精算課税の適用可
(直系卑属(推定相続人)以外の者でも適用可)

対象事業

a. と同様

対象資産(特定事業用資産)

a. と同様

猶予額

a. と同様(贈与税の全額)

流れ

a. と同様

留意点

猶予税額の免除・納税

a. と同様

贈与者の死亡時の処理

特定事業用資産をその贈与者から相続等により取得したものとみなす

→贈与時の時価で相続財産に含まれる

(都道府県の確認により当該資産について相続税の納税猶予の適用可)

c. その他

特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての特例の見直し

内容

特定事業用宅地等の範囲の見直し

相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等を除外

※ 例外(下記に該当すれば除外対象にならない)

事業の用に供されている減価償却資産の価額 $\geq$ 当該宅地等の評価額 $\times 15\%$

適用時期

2019.4.1以後に相続等により取得する財産に係るものより

※ 2019.3.31以前から事業の用に供されている宅地等は上記の適用なし

a. と同様

3. 民法改正の影響

民法改正の内容

a. 成年年齢の引き下げ

内容

成年年齢を20歳→18歳に引き下げ

影響を受ける制度

相続税における未成年者控除

相続時精算課税制度

住宅取得等資金の贈与の場合における相続時精算課税の選択適用

直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

適用時期

2022.4.1以後の相続・贈与について適用

b. 配偶者居住権

内容

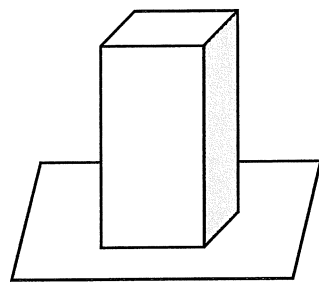
- ・配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、
- ・終身又は一定期間
- ・配偶者に無償で建物の使用を認める

ことを内容とする法定の権利

→遺産分割協議・遺言等により配偶者に上記権利を取得させることができる

影響

相続税の計算における配偶者居住権の評価



建物評価額 { 建物所有権部分
配偶者居住権部分

土地評価額 { 土地所有権部分
敷地利用権部分

配偶者居住権

$$\text{建物の評価額} - \left[\text{建物の評価額} \times \frac{(\text{残存耐用年数} - \text{存続年数})}{\text{残存耐用年数}} \times \text{複利現価率} \right]$$

建物所有権部分の評価額

敷地利用権

$$\text{土地の評価額} - \left[\text{土地の評価額} \times (\text{存続年数に対応する}) \text{複利現価率} \right]$$

土地所有権部分の評価額

※ 複利現価率…存続年数に対応した率を用いる

配偶者居住権の計算例

前提条件

夫死去、妻が居住権を取得

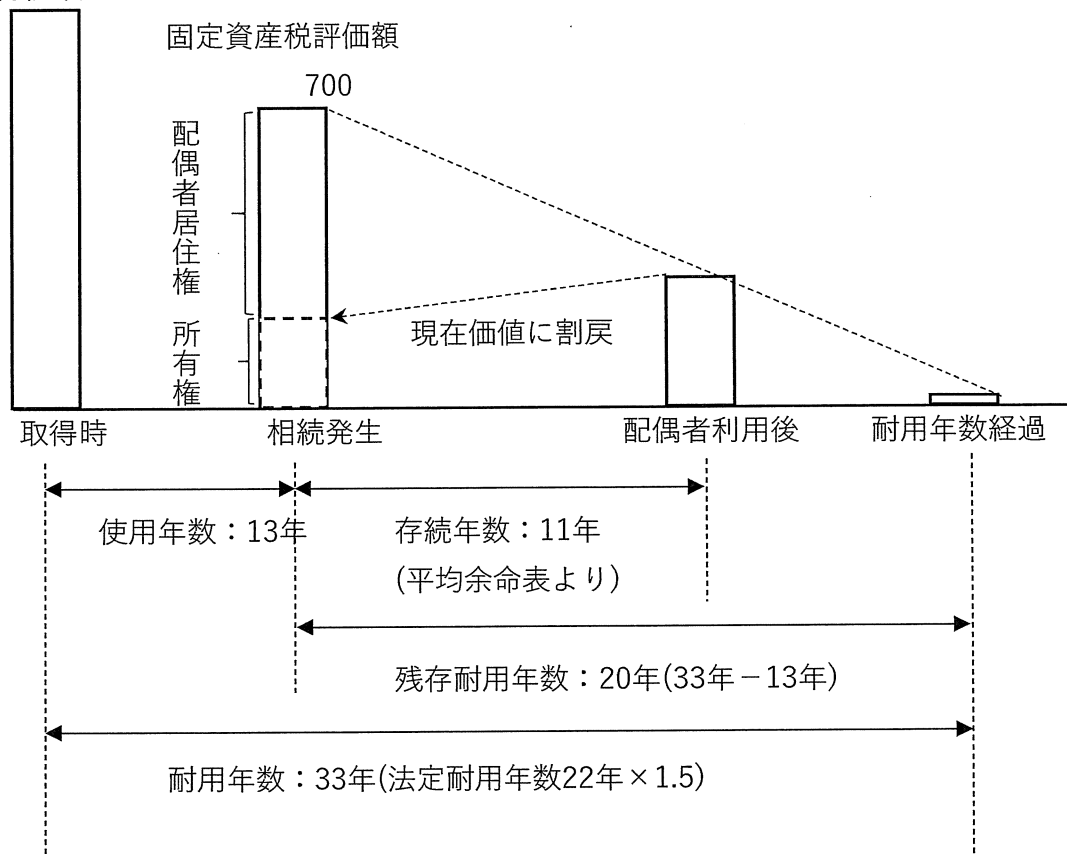
木造建物(耐用年数：33年(省令で定められた耐用年数22年×1.5))

取得から13年後に相続開始

存続年数(配偶者居住権の期間)…終身(→平均余命年数＝居住期間とする)

複利現価率：0.722(利率3%(民法上の法定利率)・期間11年(存続年数))

取得価額1500



配偶者居住権

$$\text{建物の評価額} - \left[\text{建物の評価額} \times \frac{(\text{残存耐用年数} - \text{存続年数})}{\text{残存耐用年数}} \times \text{複利原価率} \right]$$

$$= 700 - \left[700 \times \frac{(20\text{年} - 11\text{年})}{20\text{年}} \times 0.722 \right] = 278$$

建物所有権

$$700 - 278 = 422$$

平成31年度税制改正(その他)の主な内容

(1) ふるさと納税の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展のため、趣旨を歪めているような自治体についてはふるさと納税（特例控除）の対象外にできるよう見直しがされる。

【概要】

- ・ふるさと納税の自治体を総務大臣が指定する。
- ・指定の対象となる自治体は下記の条件を満たす自治体。
 - ①寄附金の募集を適正に実施すること
 - ②返礼品は返礼割合が3割以下で地場産品とすること
- ・総務大臣は指定をした自治体が基準に適合しなくなったと認める場合には、指定を取り除くことができる。

【適用時期】

2019年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

(2) 成年年齢の引下げ

【概要】

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴う改正が行われる。

【見直しの内容】

主な制度	対象者	適用時期
NISA・ジュニアNISA	居住者	2023年1月1日以後の口座開設より
相続税の未成年者控除	相続人	2022年4月1日以後の相続・贈与より
相続時精算課税制度	受贈者	
直系尊属から贈与を受けた場合の税率特例		

(3) 未婚のひとり親に対する個人住民税の非課税措置

【概要】

子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税対象者の範囲を拡充する。
児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、婚姻しておらず前年の合計所得金額が135万円以下である者は、個人住民税が非課税になる。

上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとする。

【適用時期】

2021年度分以後の個人住民税について適用する。

(4) 医療に係る措置

- ・医療に係る消費税問題は、必要に応じて診療報酬の配点方法の見直しで対応する、にとどまる。
- ・医師勤務時間短縮のための一定設備の特別償却創設（法人税）。

2019年4月1日から2021年3月31日までの間に医師の労働時間短縮に資する器具備品及びソフトウェアを取得をした場合には、取得価額の15%の特別償却ができる。

器具備品及びソフトウェアは1台又は1基が30万円以上のもので、医療勤務時間短縮計作成し、都道府県の確認を受ける必要がある。

(5) 自動車税の減税とエコカー減税の軽減割合の変更

- ・消費税率引上げのタイミングにあわせて、自動車税が排気量によって最大4,500円減税される。（2019年10月1日以後に新車登録を受けたものに適用）
- ・自動車取得税にかわり導入される環境性能割については、2019年10月1日から1年の間、取得した車両は、環境性能に応じて税率が1%軽減される。
- ・エコカー減税については軽減割合は縮小しつつ、軽減措置の適用期限を延長する。

自動車重量税・・・2年延長

自動車取得税・・・6ヵ月延長

※ 自動車重量税は2019年5月1日から2021年4月30日に、自動車取得税は2019年4月1日から9月30日に新車登録を受けたものに適用。